

横浜市市民活動推進基金寄附金受領事務取扱要領

制定 平成 17 年 5 月 1 日（市協働第 74 号）
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日（市市活第 2 号）

1 趣旨

この要領は、横浜市市民協働条例第 6 条の規定により設置された、横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）（以下基金という）に係る寄附金の受領に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

2 寄附の申し出

基金への寄附は、次の方法による申し出のあった場合に受納の手続きを行うものとする。

- (1) 寄附申込書（様式 1）による申し出
- (2) 電子情報処理組織を用いた申し出
- (3) 横浜市への「ふるさと納税」寄附申込書による申し出
- (4) 本市が契約するふるさと納税総合サイト運営業者の横浜市専用ページからの申し出
- (5) その他横浜市の定める方法による申し出

3 寄附受納

市民局は、寄附者から第 2 条に定める申し出を受け付けた場合は、寄附の受納についての決裁を受けなければならない。

4 寄附金の納付

寄附者は、次のいずれかの方法により、寄附金を納入するものとする。

- (1) 納付書での納入を希望する場合は、市民局より送付された納付書により横浜市指定金融機関又は横浜市収納代理金融機関に納入する。
- (2) クレジットカード等での納入を希望する場合は、本市が契約するふるさと納税総合サイト運営業者の横浜市専用ページの手続きに従って納入する。

5 寄附金の活用希望先

- (1) 寄附者は寄附金の活用希望先として、次に掲げる団体名や活動分野を選択することができるものとし、市民局は寄附金の活用にあたって寄附者の意向を尊重するものとする。

ア 希望団体名（よこはま夢ファンド登録団体に限る）

イ 希望活動分野（①保健・福祉・子ども、②まちづくり・環境、③文化・スポーツ、
④国際・人権・平和、⑤経済・観光振興）

ウ 希望分野なし

- (2) 寄附金の活用希望先が複数ある場合は、団体を優先する。

- (3) 市民局は、寄附金を活用希望団体または活動分野ごとに管理し、登録団体助成金交付審査の基準額とする。ただし、これは助成金交付先を拘束するものではない。

- (4) 団体助成基準額と助成金交付額に差額が生じた場合、または寄附金の活用希望先の団体がよこはま夢ファンド登録団体から抹消された場合には、当該団体への寄附金は「希望分野なし」として取り扱うものとする。

6 調定

市民局は、寄附について調定の処理を行う。

7 寄附証明書の発行

- (1) 市民局は、寄附を受領したときは、寄附者に対して寄附金受領証明書（様式2）を発行するものとする。
- (2) 寄附者に対して寄附金受領証明書を発行する際には、個人情報に十分に留意し、複数の職員によるダブルチェックを行ったうえで、発行する。
- (3) 納付書で納入したときは、納付書兼領収書を寄附金受領証明書に代えるものとする。

8 お礼

寄附者に対する横浜市の謝意を表すため、以下のことを行う。

- (1) 礼状及び報告書の送付
- (2) 1回につき、寄附金の額が1万円以上の場合、「みなとぶらりチケットワイド」2枚を寄附者（横浜市外に住所を有する者に限る。）に送付
- (3) 前号に定めるもののほか、寄附者にその他の返礼品等を提供すること。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の関係法令等の定め適合するものでなければならない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認めること。

9 寄附の受け入れ状況の公開

- (1) 市民局は、寄附金の受け入れ状況をまとめ、基金の現在積み立て高とともに、横浜市ホームページ上に公開するものとする。
- (2) 横浜市ホームページ上、寄附者名等を公表する際には、寄附者の意向等の個人情報に十分に留意し、複数の職員によるダブルチェックを行ったうえで、公表する。

10 基金への積み立て

市民局は、一般会計予算に歳入した寄附金は、基金に積み立てるものとする。また、助成金等に活用する必要がある場合には、基金から一般会計予算に繰り入れるものとする。

11 市会への報告

寄附金の受け入れ状況については、年に1回、市会常任委員会に報告するものとする。

12 事務

この要領に係る事務は、市民局市民協働推進課が行う。

13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(様式2)

No.

寄附金受領証明書

住 所 _____

氏 名 _____ 様

金	百万			千			円

横浜市の設置する「横浜市市民活動推進基金」への寄附金として、
年 月 日に上記の金額を領収いたしました。

※本証明書は、所得税の控除等の申告にお使いください。

年 月 日

横 浜 市 長 林 文 子